

プラスチック一括回収の実施について

1. 現状

- (1) 令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化をすることが努力義務となりました。
- (2) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていることが、廃棄物処理施設に係る環境省の交付金・補助金の要件化の対象となっています。
- (3) 城南衛生管理組合と構成市町である 3 市 3 町において、令和 8 年 4 月からプラスチック一括回収を実施することとなりました。

2. 実施内容

- (1) これまでプラスチック製容器包装をプラマークとして回収していましたが、現在もえないごみとして回収しているプラスチック製品の中で、一括回収の対象となるものを回収品目に広げ、『プラスチック資源』として回収することとします。
- (2) 一括回収の分別基準は、環境省が作成した「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を基本とします。なお、分別基準の概要は表のとおりです。

表. 一括回収の対象となるプラスチック製品の基準

性状	100%プラスチック製品
大きさ	一辺の長さが 50 cm 未満、厚み 5 mm 未満 45 リットルのごみ袋に入るもの
排出形態	プラスチック製容器包装と同じ袋で排出
除外品（代表例）	・小さく飛散する可能性のあるもの（ビーズクッションの中身等） ・ペットボトル ・医療器具（感染事故の可能性があるので） ・汚れが付着しているもの （プラスチック製容器包装と同じ）

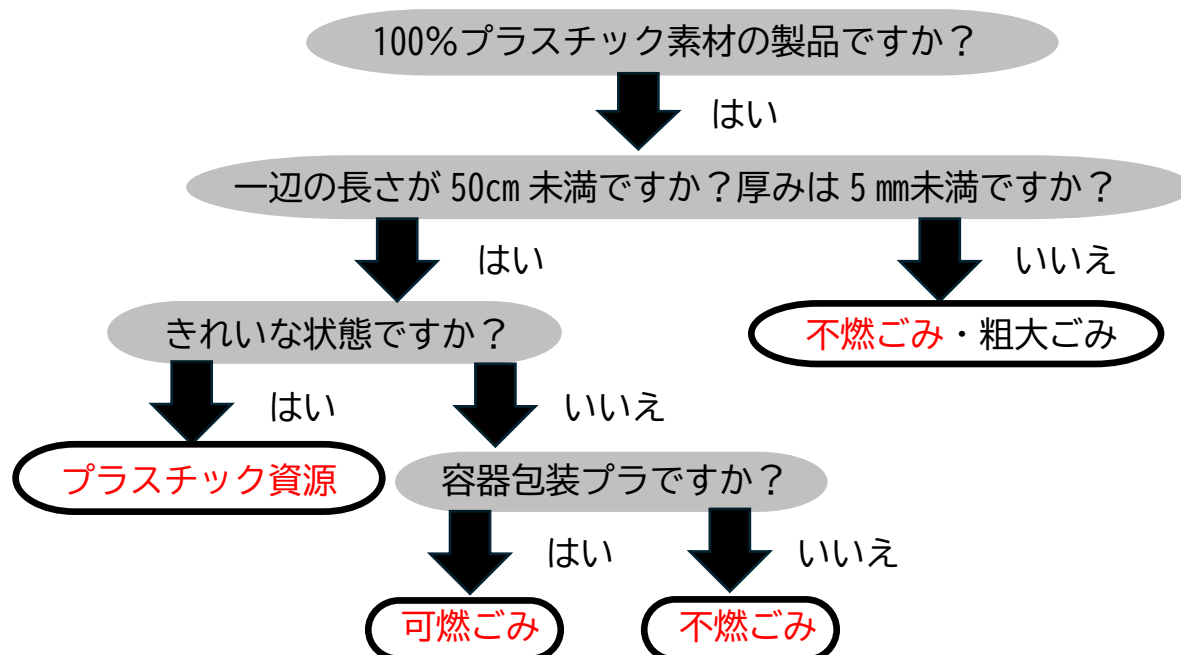
(3) 回収方法や回収頻度について大きな変更はないため、現在、プラスチック製容器包装を回収している曜日に、プラスチック製容器包装と同じ袋に入れていただき、回収することとなります。

なお、分別方法などについては参考資料のとおりです。

3. 今後の予定

- ・令和7年10月～ 市ホームページ、SNSなどにて周知
 - ・令和7年12月 市政だより号外にて周知（全戸配布）
 - ・令和8年 3月 市政だより（3月1日特集号）にて周知（全戸配布）
- ※その他、要望に応じ、出前講座により地域説明を実施

☆プラスチック資源の見分け方フロー



☆集められたごみはどうなるの？

集められた「**プラスチック資源**」は当組合で選別・圧縮をし、（公財）容器包装リサイクル協会が指定する工場へ運ばれます。そのあと小さく砕かれ、押し固めて細かい粒にし、その材料をもとに再商品化されます。



パレット



コークス



再生樹脂

背景「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が 2022 年 4 月に施行され、プラスチックの資源循環に向けて事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべてが相互に連携しながら環境整備を進める重要性が確認されました。そのため住民の皆さんにも「**プラスチック資源**」としてプラスチック製品を分別・排出していただくこととなりました。

☆どんなものが対象なの？どうやって出すの？

「不用になった 100%プラスチックでできた製品で、一辺の長さが50センチ未満、厚み5ミリ未満、また45 Lのごみ袋に入るもの」が対象です。現在の「プラマーク」ごみと同じ袋に入れ、一緒に出してください。



バケツやプランターなどの屋外用品

かごなどの収納用品

歯ブラシやコップなどの洗面用具

保存容器や食器などの台所用品

定規やファイルなどの
文具事務用品

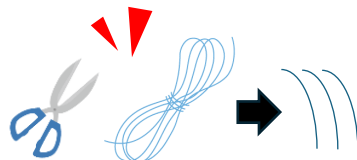
ブロックなどの
おもちゃ



…など。

ーお願いー

※ビニールひもなども長さ50cm未満に切ってください



※ごみ袋のサイズは問いませんが、排出できるごみの大きさの目安として「45 Lのごみ袋に入るもの」としています。

※簡単な水洗いで汚れが落ちるものは水洗いすればOK。値段シール等もはがせるものはがし、はがせないものはそのまま出しても構いません。



☆気を付けることは？

以下のものは出せません。



金属製のネジや部品が付いているもの（安全に取り外せる場合は、取り外すと出していただけます。）



粘着物のついているもの（ビニールテープなど）



小さく圧縮できないもの（ビーズクッションのビーズ等）



繊維類・ゴムやシリコン



強化プラスチック（自動車部品、テニスラケットやヘルメット等）